

市立霊園への埋蔵・改葬について

《埋蔵・改葬手続きに必要なもの》

書類等

○福岡市霊園利用許可証（原本）

※許可証をなくしている場合で、埋蔵まで時間がない場合は、管理料の納付書（納入通知書）や口座振替通知書（納入通知書）を提示してください。ただし、許可証の再交付手続きが必要となります。

○霊園埋蔵・改葬届

○下記のうちいずれか

●死体（胎）埋・火葬許可証（原本）

※火葬場で発行してもらってください。

●改葬許可証（原本）

※すでに他の墓地や納骨堂に埋蔵、収蔵されている焼骨を市立霊園に移すときは、「改葬許可証」が必要です。改葬許可証は、現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で発行しますので、各市町村役場にお問い合わせください。

なお、大まかな流れは次のとおりです。

① 埋蔵証明書の発行

現在焼骨がある墓地や納骨堂の管理者から、「埋蔵証明書」を発行してもらいます。

② 改葬許可証の発行

①の「埋蔵証明書」を添えて、現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で申請し、「改葬許可証」の交付を受けてください。

③ 焼骨を引き取る

②の「改葬許可証」を提示して、現在焼骨がある墓地や納骨堂から焼骨を引き取ります。なお、土葬骨の場合は焼骨にしてください。

④ 市立霊園に焼骨を納骨します。

埋蔵される方が利用者の場合は、承継手続きが必要です。

埋蔵される方が承継予定者の場合は、利用許可証の記載事項変更手続きが必要です。

許可証をなくした場合は、再交付手続きが必要です。

※埋蔵届を提出される際、それぞれの手続きについてご説明します。

問い合わせ先

福岡市役所 市立霊園窓口（市役所4階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話（092）711-4869 FAX（092）401-0025